

「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」概要版

条例施行日 平成 26 年 4 月 1 日

平成 26 年 5 月 滝川市教育委員会教育支援課

前文・目的・基本理念

前文：いじめは、子どもたちの個性や能力の育みにとって支障となるばかりでなく、心身に深刻な被害をもたらす重大な問題である。こうしたいじめは、絶対に許してはならないものであり、全ての市民を挙げて、その根絶に向けた取組を行わなければならないものである。

目的 第 1 条：いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、市及び関係者の責務等を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定める。

基本理念 第 3 条：いじめの防止等のための対策は、以下のとおり行う。
学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにする。
社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

定義・対象者

定義 第 2 条：いじめとは、子どもに対して一定の人的関係にある、他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

重大事態の定義： いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
第 31 条 いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

対象者 第 2 条：市が設置する小学校・中学校・高等学校の児童生徒
(幼児及び大人が関係するものは含まない)

主体区分別の概要

区 分	保護者・子ども・市民	学校(市立小・中・高校)	教育委員会・市(市長)
・ いじめ の未然防止	4 条:子どもは、いじめを行ってはならない。 7 条:保護者は、子がいじめを行うことがないよう規範意識を養う指導をする。 7 条 2:保護者は、子がいじめを受けた場合はいじめから保護する。 8 条:市民・事業者は、地域全体で子どもを見守る。 8 条 2:市民・事業者は、いじめに関することの通報等いじめ防止の措置に協力する。	6 条:学校全体で子どもをいじめから守り通し、早期解消のため適切かつ迅速な対処 12 条:学校いじめ防止基本方針を策定し公表、また定期的に点検し評価、見直す 14 条:道徳教育及び体験活動の充実 14 条 2:子どもたちの自主的な企画運営による活動に対する支援 15 条 1:質問票や面談など定期的調査による子どもの実態把握 16 条:子どもや保護者などが通報・相談できる体制の整備 19 条 2:教職員の資質向上のための研修の実施	5 条:いじめ防止のための施策を策定し実施 10 条:市いじめ防止基本方針を策定し公表 12 条:市いじめ問題対策連絡協議会の設置 13 条:市いじめ防止専門委員会の設置 14 条:道徳教育及び体験活動の充実 14 条 2:子どもたちの自主的な企画による活動の支援 15 条 1:質問票や面談など定期的調査による子どもの実態把握のための措置 16 条:子どもなどが通報・相談できる体制の整備と施策の実施 18 条:いじめを受けた子どもとその保護者及びいじめを行った子どもとその保護者へ指導助言が適切かつ迅速に行えるよう体制の整備 19 条:いじめ防止対策のための専門的知識を有する者の確保、教職員の資質向上のための研修の充実
・ いじめ の早期発見 及び早期解 消	17 条:子どもは、いじめを受けた時又は発見した時は、保護者や学校・市の相談窓口を活用する。		

区 分	保護者・子ども・市民	学校(市立小・中・高校)	教育委員会・市(市長)
・ いじめ の早期発見 及び早期解 消	21 条:インターネットを通じていじめの防止として保護者は、子に必要な指導を行うよう努める。 21 条 2:子どもは、保護者からの指導を遵守するよう努める。	20 条:インターネットを通じていじめの防止として情報モラル教育の充実及び保護者への啓発 23 条:いじめ防止対策のための組織を設置 24 条:子どもなどから相談を受けた場合は在籍校に通報 24 条 2:通報を受けた学校は、事実の有無確認及び教育委員会への報告 24 条 3、4、5:いじめが確認された場合は子ども、保護者へ指導助言と適切な措置 24 条 6:犯罪行為と認める場合は警察に通報し連携 26 条:いじめを行っている子どもに必要に応じた懲戒の実施 35 条:発生した場合及び保護者から申立てがあった場合教育委員会を通じて市長に報告	20 条:インターネットを通じていじめの対策として子どもに対する情報モラル教育の充実及び保護者へ啓発並びに監視体制の整備 25 条:学校から 24 条 2 の報告を受けた場合は学校の支援又は自らの調査 27 条:いじめを行った子ども及びその保護者に出席停止を命ずるなどの措置 30 条:いじめ防止対策と実施状況を点検・評価し、その結果の公表と不断の見直す
・ いじめ への対処			
・ 重大事 態への対処			32 条 2、33 条:教育委員会が調査を行う場合、いじめを受けた子どもの保護者から意見を書面で受理。又事実関係の情報を適切に提供 36 条:市長は、教育委員会の調査を必要に応じて再調査し、その結果を議会に報告